

保全レター 四国

四国地方整備局営繕部 保全指導・監督室

もくじ

1. 四国地区官庁施設保全連絡会議等について
2. 建築・設備基礎知識
3. 安全ですか？
4. 保全Q&A
5. トピック

1. 四国地区官庁施設保全連絡会議等について

○ 四国地区官庁施設保全連絡会議について

前年度は、7～8月に、各省各庁の施設保全責任者等の皆様に有用な情報をとりまとめて紹介するために、「四国地区官庁施設保全連絡会議」を四国4県において開催していました。

しかし、本年度においては新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、複数官署が一堂に会する「四国地区官庁施設保全連絡会議」の開催については、見送ることとしました。

○ 四国管内における保全実地指導について

例年は、保全実態調査の結果において、保全の状況を検討し“保全の体制”、“法定点検等”、“施設の状況”など、改善が必要と思われる施設の管理官署に保全実地指導として打合せに行かせてもらっていました。

しかし、本年度においては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点で地区保全連絡会議ができておらず、**保全実地指導へ行く官署を下記のブロック官署を中心に決め**、打合せ人数を絞って行かせてもらいますので、ご協力ください。

- ・各県単位の法務局、労働局、地方検察庁、財務事務所
- ・局単位の財務局(合同)、国税局、運輸局、森林管理局
- ・その他必要と思われる方は、「保全レター四国」事務局までご連絡ください。

2. 建築・設備基礎知識

保全を実施するため建築物の各部位毎に最小限必要な知識の習得の為、「建築基礎知識」や「設備基礎知識」をまとめた資料を作成していますので、一部を紹介します。

必要と思われる方は、「保全レター四国」事務局までご連絡ください。

屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための建築物の部分
 ・建築物又はその内部への雨水の浸入
 ・ルーフトレン及びといいに排水不良があること。

屋根防水①

写真の概要

- 主に一般庁舎の屋根に採用
- 表面には防水層を保護するためのコンクリートがある。(保護コンクリートの下に防水層) 約3m毎に目地がある
- 溶融したアスファルトを流しながらルーフィング材(シート状の防水材料)を3~4層くり返し張り、最後に保護コンクリートを打設する工法
- 目地に草木が萌生した事例

※屋根からの漏水が発生しても、その直上の防水層の劣化が原因とは限らないので、全面改修の予算要求が前提

1 2 3

4 5

アスファルト保護防水

アスファルト保護防水

3

注：漏水の原因にルーフトレンの排水不良によくあるので、1年に1回はルーフトレン周りの点検・清掃をおこなうと良い。

建築設備(共通)：目視、聴診(異音)、触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認
 専門業者による点検結果の確認
 ・建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能に著しい低下があること。
 ・汚損、損傷、変色、変形、異音、異臭、脱落があること。

自動火災報知設備

写真の概要

- 1 感知器の中に煙が入ると反応するタイプです。
- 2 急な温度上昇に対して反応するタイプです。
- 3 温度上昇が急でも緩やかでも一定の温度に達すると反応するタイプ。
- 4 感知器の信号を受信する機器。

1 2 3 4

煙感知器

差動式熱感知器

定温式熱感知器

受信機

自動火災報知装置
 ・安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。
 ・接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。

3. 安全ですか？

外装材の点検には、次のルールがあり、外装材の落下による危険性の点検が必要です。

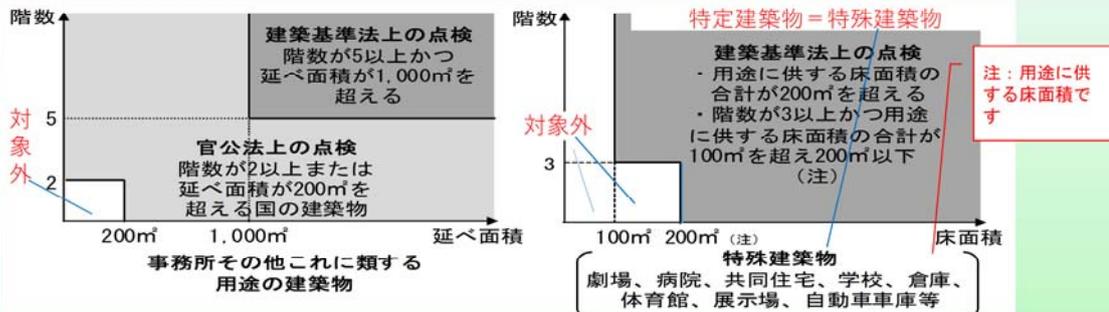
外装仕上げ材等のうち**タイル、石貼り**等(乾式工法によるものを除く。)、**モルタル**等の劣化及び損傷の状況を調査者の手の届く範囲のテストハンマーによる打診等により**異常が認められた場合及び竣工、外壁改修等の後10年を超えてから最初の調査**である場合は、歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の**全面的なテストハンマーによる打診等**(以下「全面打診等」という。)により確認することとされています。ただし、当該調査の実施後3年以内に外壁改修若しくは全面打診等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策が講じられている場合は、全面打診等を行わなくても差し支えないこととされています。

上記について下記に詳細説明資料を付けています参考にしてください。

外装仕上げの全面打診をしていますか？

四国地方整備局営繕部

外壁の仕上げによっては、**建築基準法が官公庁施設の建設等に関する法律(官公法と省略)のそれぞれ十二条**で、概ね10年に1度、外装仕上げ材の全面打診等をおこなう必要があります。
まずは、その建築物が点検対象建築物なのかは以下を参考にしてください。



官公法第十二条では、事務所その他これに類する用途の建築物 庁舎(5階1000m2以上以外)などは [こちら](#)

建築基準法第十二条では、特定建築物 共同住宅、“倉庫のみ(付属家以外)”などは [こちら](#)

小規模以外は、どちらの法律でも点検対象です。

2

敷地及び構造の点検周期？-官公法では

四国地方整備局営繕部

敷地及び構造について、国土交通省令で定める

平成12年11月2日 建設省令第38号 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則

○ (定期点検)

第一条

官公庁施設の建設等に関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして**三年以内**ごとに行うものとし、**当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところ**によるものとする。

2

建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第十八条第十八項の規定による**検査済証の交付**を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して**六年以内**に行うものとする。

・点検は、建築物の**敷地及び構造**の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして**三年以内**ごと(但し、外装仕上げの**期間と方法が告示に記載されている**)

・当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は**告示**で定めている

外装仕上げの点検周期？

3

外装仕上げの点検-項目、方法及び結果？

四国地方整備局営繕部



○敷地及び構造について、国土交通大臣が定める
平成20年11月17日 国土交通省告示第1350号（最終改正：平成29年3月31日）
国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件
○外壁仕上げの点検は
・建築物の外部
（い）点検項目：外装仕上げ材等
 タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、**モルタル**等の劣化及び損傷の状況
（ろ）点検方法
 開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、
 その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、**異常が認められた場合にあっては、**
 落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認
 する。
 ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的
 なテストハンマーによる打診等を実施した後**十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を**
 加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落
 下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を**全面的にテストハンマーによる打診等により確認**
 する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するた
 めの対策を講じている場合を除く。）。
（は）判定基準：外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。 4

外装仕上げの点検-項目、方法？

四国地方整備局営繕部



外装仕上げ材 **タイル、石、モルタルの上吹付** が対象です。

外装仕上げ材の点検時期

○一般的な点検方法により

- ・最初の点検は、**検査済証の交付を受けた日から6年以内**
- ・2回目以降の基本期間は**3年ごと**

○全面的にテストハンマーによる打診等による点検方法により

- ・竣工後、外壁改修後、**全面的にテストハンマーによる打診等による点検後**
から十年を超え、かつ三年以内

一般的点検方法

開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。

異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。

全面的にテストハンマーによる打診等による点検方法

落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等

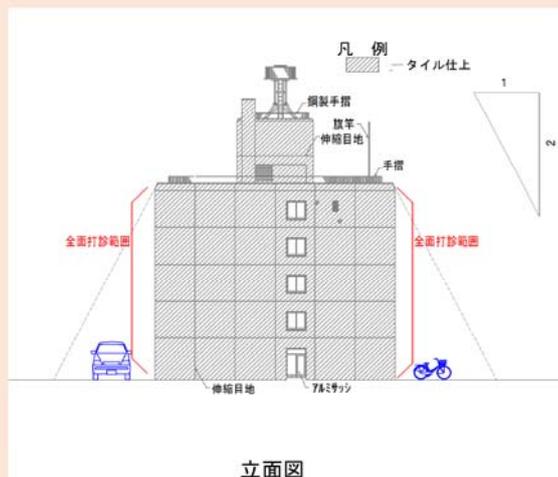
5

落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分？①

四国地方整備局営繕部



外装仕上げが タイル・石(乾式工法のそく)
モルタルの上吹付などのモルタル仕上げ



建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）より

「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」とは、当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有する壁面（ただし、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）が設置され、又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について、縦2、横1の割合のこう配で引き下した斜線と壁面とのなす角）が完全に遮られ、被災の危険がないと判断される部分を除く。）をいう。

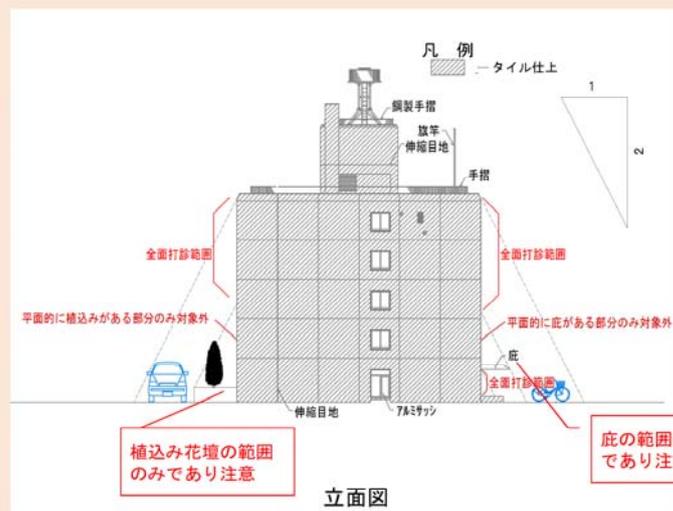
6

落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分？②

四国地方整備局営繕部



外装仕上げが タイル・石(乾式工法のぞく)
モルタルの上吹付などのモルタル仕上げ



建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）より

「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」とは、当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有する壁面（ただし、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）が設置され、又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について、縦2、横1の割合のこう配で引き下した斜線と壁面とのなす角）が完全に遮られ、被災の危険がないと判断される部分を除く。）をいう。

7

4. 保全Q&A

四国地方整備局営繕部では、四国地区官庁施設保全連絡会議終了後に保全相談コーナーを設けているほか、後述の「保全レター四国」事務局にて、随時電話及びメールで相談を受付けています。その中で相談のあった内容について紹介させていただきます。

Q：建築保全業務積算要領（H30）59 ページの清掃において、「清掃面積が10,000㎡を超えるものは見積りによる。」とあるが、10,000㎡は延べ面積か、清掃面積を指すのか。

A：10,000㎡は、清掃面積（清掃対象床面積の合計）を指します。

トピック

「公共建築の日」の紹介

関係団体、地方公共団体、関係省庁等が幅広く協力しつつ、また広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層、国民生活に密着したより良い公共建築を目指すことを目的に、11月11日を「**公共建築の日**」、11月を「**公共建築月間**」として、例年、様々なイベントが実施されています。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、四国地区における講演会は予定されていませんが、パネル等を展示する予定ですのでお立ち寄り際には是非ご確認ください。

リンク先: 四国地方整備局ホームページ(公共建築の日/公共建築月間)

<https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/contact/event.html>

「公共建築賞」の紹介

公共建築賞とは、優れた公共建築を表彰することにより公共建築の総合的な水準の向上に寄与することを目的とし、公共建築協会の創立20周年を記念して、昭和63年より建設省(現国土交通省)及び全国知事会等の後援を得て、一年おきに開催されているものです。

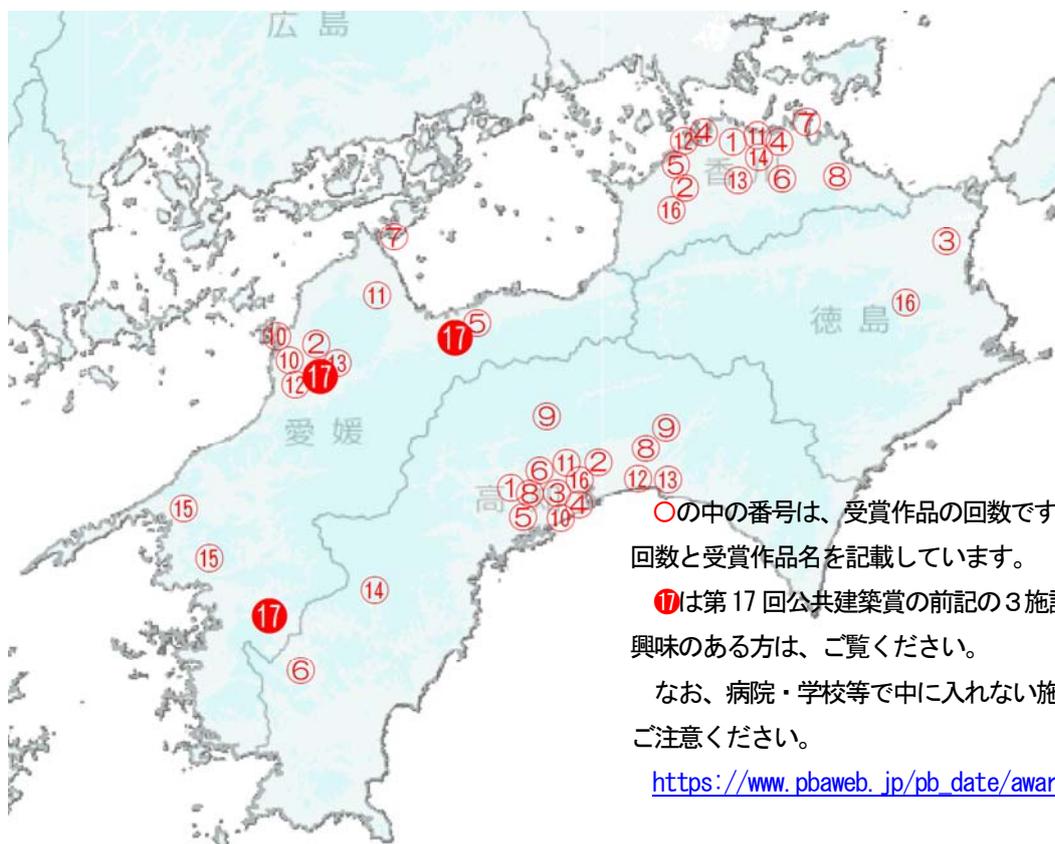
2020年7月2日、第17回**公共建築賞**の「公共建築賞・優秀賞」と「地域特別賞」が決定されています。四国地区には以下の公共建築が受賞されています。

- ・あかがねミュージアム(愛媛県新居浜市)
- ・鬼北町庁舎(愛媛県鬼北町)
- ・愛媛県立中央病院(愛媛県松山市)

リンク先: 公共建築協会ホームページ

https://www.pbaweb.jp/img/content/17th_PBAward-booklet_hp-ver_08_shikoku.pdf

「公共建築賞」のこれまでの四国地区受賞作品位置図



○の中の番号は、受賞作品の回数です、次ページに回数と受賞作品名を記載しています。

⑰は第17回公共建築賞の前記の3施設です。
興味のある方は、ご覧ください。

なお、病院・学校等で中に入れない施設があります
ご注意ください。

https://www.pbaweb.jp/pb_date/award/past/

